様式３－４

独立行政法人から公益法人への支出に関する随意契約に係る情報の公開（物品・役務等）
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について（平成24年６月１日行政改革実行本部決定）に基づく情報の公開

以下のとおり公表します。
令和8年8月分

独立行政法人日本芸術文化振興会 契約担当役　理事長　長谷川　眞理子
分任契約担当役　国立能楽堂長　中尾　健一
分任契約担当役　国立文楽劇場長　佐藤　和男

物品役務等の名称及び数量	契約担当者等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした業務方法書又は会計規定等の根拠規定及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国認定、都道府県認定の区分	応札・応募者数	
国立劇場の閉場期間における舞台関係機材・備品の保管施設の賃貸借（プロロジスパーク東京大田）	独立行政法人日本芸術文化振興会・契約担当役理事長・長谷川眞理子／東京都千代田区隼町4-1	令和8年8月7日	プロロジスリートマスターリース合同会社／東京都千代田区丸の内2-7-3	8010003016737	契約の性質又は目的が競争を許さないため（会計規程第24条第1項第1号に該当）		608,791,557						
オフィス総合コンサルティング業務媒介手数料の金額決定（プロロジスパーク東京大田）	独立行政法人日本芸術文化振興会・契約担当役理事長・長谷川眞理子／東京都千代田区隼町4-1	令和8年8月7日	三幸エステート株式会社／東京都中央区銀座4-6-1	7010001129137	契約の性質又は目的が競争を許さないため（会計規程第24条第1項第1号に該当）		5,932,350						
令和8・9年度「コンテンツ産業成長投資支援事業費補助金（文化芸術活動基盤強化基金造成費）事業」運営業務	独立行政法人日本芸術文化振興会・契約担当役理事長・長谷川眞理子／東京都千代田区隼町4-1	令和8年8月13日	特定非営利活動法人映像産業振興機構／東京都中央区築地4-1-1	2010005008721	公募又は企画競争で特定されたため（会計規程第24条第1項第1号に該当）		283,119,316						プロポーザル
令和8・9・10年度「クリエイターへの対価還元に向けた著作物等データの流通促進に係る環境構築事業」に係る全体設計等業務及び調査研究・実証に係る執行管理・業務補助等事務局業務	独立行政法人日本芸術文化振興会・契約担当役理事長・長谷川眞理子／東京都千代田区隼町4-1	令和8年8月17日	ボストン・コンサルティング・グループ合同会社／東京都中央区日本橋室町3-2-1	2010001029085	公募又は企画競争で特定されたため（会計規程第24条第1項第1号に該当）		595,394,800						プロポーザル
アーツカウンシル・イングランドの助成管理システムに関する調査	独立行政法人日本芸術文化振興会・契約担当役理事長・長谷川眞理子／東京都千代田区隼町4-1	令和8年8月21日	フォーティエンスコンサルティング株式会社／東京都千代田区大手町2-3-2	9010601030238	公募又は企画競争で特定されたため（会計規程第24条第1項第1号に該当）		32,560,000						プロポーザル
令和9年12月演芸公演における紀尾井小ホールの使用について	独立行政法人日本芸術文化振興会・契約担当役理事長・長谷川眞理子／東京都千代田区隼町4-1	令和8年8月21日	公益財団法人日本製鉄文化財団／東京都千代田区紀尾井町6-5	2010005015908	契約の性質又は目的が競争を許さないため（会計規程第24条第1項第1号に該当）		1,607,100			公財	都道府県		

国立劇場の閉場期間における収蔵資料及び書籍等の移転及び保管等業務（令和８～１６年度）	独立行政法人日本芸術文化振興会・契約担当役理事長・長谷川眞理子／東京都千代田区隼町4-1	令和8年8月24日	日本通運株式会社／東京都千代田区神田和泉町２番地	4010401022860	契約の性質又は目的が競争を許さないため（会計規程第24条第1項第1号に該当）		747,369,920						概算額（単価契約等）
きんでん九段ビルの水道使用申込（令和８年１０月～令和１８年９月）	独立行政法人日本芸術文化振興会・契約担当役理事長・長谷川眞理子／東京都千代田区隼町4-1	令和8年8月25日	東京都水道局／東京都新宿区西新宿2-8-1		契約の性質又は目的が競争を許さないため（会計規程第24条第1項第1号に該当）		42,273,000						概算額（単価契約等）

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

（注）必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。